



# ご家庭へのサポート

## 手当・助成

### 児童手当

問 子ども未来応援課 児童給付担当室 ☎047-366-3127

高校3年生相当年齢までの児童を養育している人に支給されます。

- 支給月額 ・3歳未満…第1子・2子 ……15,000円
- ・3歳以上…第1子・2子 ……10,000円
- ・全年齢の第3子以降 ……30,000円

※令和6年10月から制度が変更され、所得制限が撤廃されました。



### 子ども医療費助成

問 子ども未来応援課 児童給付担当室 ☎047-366-3127

高校3年生相当年齢までの児童は、医療機関受診時に「子ども医療費助成受給券」を健康保険証と一緒に提示すると、保険診療分の医療費が軽減されます。

- 助成対象 0歳～高校3年生相当年齢の入院・通院・調剤
- 自己負担額 通院=1回200円 入院=1日200円 調剤=なし(無料)

※通院6回目、入院11日目以降の自己負担額は無料(同一月・同一医療機関)



### 入院助産制度

問 こども家庭センター ☎047-366-3941

経済的に入院による出産費用を支払うことが困難な妊婦の方に助産施設に入っていただき、出産を支援する制度です(所得制限等があります)。下記のいずれかに該当する方は原則として申請ができませんのでご注意ください。

- ①各種医療保険より、出産に関する給付金等が支給される場合
- ②出産費用を捻出できる預貯金等がある場合

詳細については、お問い合わせ先にてご確認ください。

### 幼児同乗用自転車等購入支援補助金

問 子ども未来応援課 ☎047-366-7347

経済的負担の軽減や、安全性を確保するため、子育て世帯に安全基準等を満たした幼児同乗用自転車等の購入費の一部を補助します。

### 子どもの受験応援助成

問 子ども未来応援課 ☎047-366-7347

経済的課題を抱える、大学等を受験した方がいる世帯に大学等の受験料と模擬試験料の一部を、中学3年生がいる世帯に模擬試験料の一部を助成します。

- 対象世帯 生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯、準要保護世帯、非課税世帯等
- 助成金額 ・大学等受験生 大学等受験料…53,000円 模擬試験料…8,000円
- ・中学3年生 模擬試験料…6,000円



## ひとり親家庭等への各種支援

離婚前後の養育費相談・親子交流支援

離婚時の養育費等に関する法律相談(弁護士相談)

詳しくはP94へ

詳しくはP32へ



みんなが楽しく暮らすためのお手伝いをします

# 合同会社 JOY

障害福祉サービス事業所



夏のイベント盛りだくさん!!  
・プール・遠足・宿泊学習等



## 放課後等デイサービス

【対象者】

知的・発達障害がある小学1年～高校3年生まで

【サービス提供日時】

月～金 / 学校終了後～17:00

土・長期休み / 10:00～16:00

【休業日】日・祝祭日、お盆、年末年始

学校や家庭以外で療育を行い、日常生活で必要な動作の指導や、集団生活に対応する力を養っていきます。

## 生活介護 ★送迎サービスあり

【対象者】知的障害のある18歳以上の方（区分3以上）

【サービス提供日時】月～金 / 8:00～16:00

【休業日】土日・祝祭日、お盆、年末年始

常に介護を必要とする方に対して、介助等の支援、生活能力の向上の為に援助を行います。

## 日中一時支援 ★送迎サービスあり

【ご利用日時】月・水・金 / 14:00～16:00（未就学児のみ）

出産、冠婚葬祭、学校行事などの公的な目的の他、旅行や休息などでも利用できる、日帰り支援サービスです。



★季節ごとの行事あり!  
・お芋堀り・発表会・遠足・保育参観等  
★個別指導や相談、面談・支援



## 児童発達支援事業

【対象者】知的・発達障害がある未就学児

【サービス提供日時】月～金 / 10:00～14:00

【休業日】土日・祝祭日、お盆、年末年始

年齢による成長と心や知的レベルに合わせた支援を行い、理解を深め、さまざまな刺激や経験、集団での行動などを通し、子供たちの成長を促します。

ご相談はお気軽に。保護者様の不安事や悩みも伺いながら、支援計画も作成しております。

合同会社 JOY TEL.047-711-9608

松戸市緑ヶ丘2-338 最寄駅 京成電鉄松戸【上本郷駅】徒歩3分

受付時間 / 月～金 9:00～17:00

松戸 JOY

検索



@LLCJOY\_JOYJOY2

## ひとり親家庭相談

### ひとり親家庭相談

問 子ども未来応援課 ☎047-366-7347

ひとり親家庭の生活全般(医療、健康、家庭紛争、就労など)、経済的支援(母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け、各種手当など)について母子・父子自立支援員が相談に応じます。



受付時間 平日9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

※予約優先制となりますので、まずはお問い合わせください。

### 就労相談

問 子ども未来応援課 ☎047-366-7347

ひとり親家庭の就職活動での悩みなどについて専門の相談員がお話を伺い、個々にあった自立支援プログラムを策定して支援します。



受付時間 平日9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

※予約優先制となりますので、まずはお問い合わせください。

### 養育費についての相談

問 養育費・親子交流相談支援センター ☎0120-965-419 (携帯電話からの場合はこちら) ☎03-3980-4108  
養育費や親子交流に特化した専門相談窓口です(こども家庭庁委託事業)。

## 離婚前後の養育費相談・親子交流支援

問 子ども未来応援課 ☎047-366-7347

養育費の継続的な受取り、適切な親子交流の支援や情報提供など、離婚前後の生活全般について、母子・父子自立支援員が相談に応じます。各補助制度については、養育費等に関する事前相談が必要です。事前相談は予約優先制となりますので、まずはお問い合わせください。



受付時間 平日9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

### 養育費保証料の補助

保証会社と養育費保証契約を結ぶ際の保証料の一部を補助します(上限額50,000円)。

### 養育費に関する公正証書作成費用の補助

離婚する際のこどもの親権、養育費、親子交流等に関する事項を取り決め、公正証書として公文書化するための費用の一部を補助します(上限額19,500円)。

### 裁判外紛争解決手続き(ADR)支援費用補助

弁護士会や認証ADR事業者を利用し、ADRで養育費を定める際に必要な費用を補助します(上限額50,000円)。

### 強制執行申立て費用補助

養育費の確保にかかる強制執行申立てに必要な費用を補助します(上限額150,000円)。

### 養育費調停等費用補助

養育費の取決めにかかる裁判所への調停申立て等の費用を補助します(上限額10,000円)。

### 親子交流支援

別居している親とこどもが定期的・継続的に安心して交流できるように、経験豊かな支援員が親子交流のお手伝いをします。

## ひとり親家庭等への助成

### 児童扶養手当

問 子ども未来応援課 児童給付担当室 ☎047-366-3127

18歳の年度末までの児童(法律で定められた障害の状態にある場合は20歳未満)を監護等するひとり親家庭の父母(※)またはひとり親家庭の父母に代わって児童を養育している人が対象となる国の手当です。お子さんの人数や所得により手当額は異なります。(※)児童の父または母に重度の障害がある場合を含みます。




## ひとり親家庭等医療費助成 子ども未来応援課 児童給付担当室 ☎047-366-3127

ひとり親家庭の父母等と18歳の年度末までの児童(法律で定められた障害の状態にある場合は20歳未満)を対象として、保険診療分の医療費・調剤費の全部または一部を助成します(所得制限あり)。

## 遺児手当 子ども未来応援課 児童給付担当室 ☎047-366-3127


両親または、父母の一方と死別した中学校終了前のこども(遺児)を扶養している人に支給されます(所得制限あり)。

## まつどファミリー・サポート・センターの利用料助成

 まつどファミリー・サポート・センター ☎047-330-2941

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の方は、センターを利用される際に支払った利用料金の5割の助成があります。ひとり親家庭として事前に登録する必要があります。

## 病児・病後児保育の利用料助成

 子ども未来応援課 ☎047-366-7347

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の方は、病児・病後児保育室の利用料金が半額になります。利用予約の際にお申し出いただき、利用当日は児童扶養手当証書を提示してください。

## 就学援助 学校財務課 ☎047-366-7460

公立小・中学校に通学しているこどもの保護者で、児童扶養手当を受給している人などに支給します。就学援助のうち、新小学校一年生を対象に入学前に支給する「入学準備金」がごさいます。詳しくはお問い合わせください。

※高校については「就学支援金制度」があります。詳しくは各高校にお問い合わせください。

## 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け(県の審査があります)

 子ども未来応援課 ☎047-366-7347

ひとり親家庭・寡婦(かつて母子家庭の母であって、現在配偶者のいない方)等で20歳未満の子を扶養している人に対し、経済的自立とこどもの福祉の向上を図るため、修学資金や就学支度資金等の各種資金を無利子または低利で貸付けています。

## 国民年金(遺族基礎年金) 国保年金課 国民年金班 ☎047-366-7352

遺族基礎年金は、国民年金に加入している人等が亡くなった場合、その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に対して、子が18歳に到達した年度末まで(法律で定められた障害の状態にある場合は20歳未満まで)支給されます(その他、納付要件等の基準あり)。

## 国民年金(国民年金保険料の産前産後期間の免除制度)

 国保年金課 国民年金班 ☎047-366-7352

国民年金第1号被保険者の方が、出産する際は、出産予定日又は出産日の前月から4か月間、国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日の属する月の3か月前から6か月間、国民年金保険料が免除されます。

## 国民年金(国民年金保険料の育児期間の免除制度) ※令和8年10月1日から開始

 国保年金課 国民年金班 ☎047-366-7352

国民年金第1号被保険者である父母が、こどもを養育することになった日からこどもが1歳になるまでの期間、国民年金保険料が免除されます。なお、国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が適用される方の場合は、産後免除期間に引き続く9か月間、国民年金保険料が免除されます。



## 国民健康保険(国民健康保険料の産前産後期間の減額制度)

問 国保年金課 資格賦課班(国民健康保険コールセンター) ☎047-712-0141

国民健康保険の被保険者の方が、出産する際は、出産予定日又は出産日の属する前月から4か月間、国民健康保険料のうち所得割保険料及び被保険者均等割保険料が減額されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日の属する月の3か月前から6か月間、減額されます。

## 税金

問 市民税課 ☎047-366-7322

婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じにする子を有する独身者については、所得状況等によって、ひとり親控除の対象、または個人住民税が非課税になる場合があります。

## 就労支援

### ひとり親家庭への就労支援

問 子ども未来応援課 ☎047-366-7347

ひとり親家庭の方などに、専門相談員による相談や講座費用の一部助成などの就労支援を行っています。

#### ●母子・父子自立支援プログラムの策定

就労専門の相談員が一人ひとりの状況に合わせた自立支援プログラムを策定し、ハローワークとも連携しながら就労を支援します。

#### ●ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親の自立や就労を支援するため、介護や医療事務などの資格取得やパソコンの技能取得などの講座について受講料の最大85%(上限あり)の費用を助成します。

#### ●ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の親が、看護師等の就業に結びつきやすい資格を取得するため養成機関で就学している間、助成金を支給します。

#### ●ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親またはその子が、高卒認定試験の合格を目指す講座を受講する場合に受講料の最大100%(上限あり)の費用を助成します。

受付時間 平日9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

※予約優先制となりますので、まずはお問い合わせください。



### まつど女性就労・両立支援相談(男女共同参画センターゆうまつど)

問 男女共同参画課 ☎047-364-8783

ハローワーク松戸と連動した就職情報、仕事と子育て・介護を両立するための情報提供や、キャリアコンサルタントによる個別のカウンセリング、起業に特化した「起業相談」など、新たな一歩を踏み出す女性のためのさまざまな支援を行っています。

[予約優先]



### ハローワーク松戸 マザーズコーナー

ハローワーク松戸マザーズコーナーでは、子育てをしながらお仕事探しをされる方向けの相談を行っています。キッズコーナーがありますので、お子さま連れでも安心してお仕事探しができます。

施設名	所在地	開館時間	電話番号
ハローワーク松戸 マザーズコーナー	松戸市松戸1307-1 松戸ビル3階	(月～金曜日) 8:30～17:00	☎047-367-8609(43#)



### 身体障害者手帳

身体に一定の障害がある人には、申請によって身体障害者手帳が交付されます。

### 療育手帳

知的障害のある人には、保護者の申請によって、柏児童相談所の判定に基づき、療育手帳が交付されます。

### 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神症状を有する人には、申請により精神障害者保健福祉手帳が交付されます。

### 障害児福祉手当

- 支給条件**
- ①20歳未満の国の基準に該当する重度障害児
  - ②障害児本人が在宅(短期入所・通所を含む)であること  
(施設入所は資格喪失)
  - ③所得制限内の方  
(本人・配偶者・扶養義務者のうち同一住所の最多収入者の所得による)  
※心身障害児福祉手当との併用受給はできません(ただし、所得超過による支給停止期間は、心身障害児福祉手当を受給できます。)

**支給金額** 月 額:16,100円(令和7年4月1日現在)  
振込月:5・8・11・2月の10日(休日の場合はその前日)

### 特別児童扶養手当

- 支給条件**
- ①20歳未満の国の基準に該当する障害児を扶養していること(父母または養育者)
  - ②障害児本人が在宅(短期入所・通所を含む)であること(施設入所は資格喪失)
  - ③所得制限内の方  
(本人・配偶者・扶養義務者のうち同一住所の最多収入者の所得による)

**支給金額** 月 額:●1級…56,800円 ●2級…37,830円(令和7年4月1日現在)  
振込月:4・8・11月の11日(休日の場合はその前日)

### 心身障害児福祉手当

- 支給条件**
- ①20歳未満の障害児を扶養していること(父母または養育者)
  - ②障害児本人が在宅(短期入所・通所を含む)であること(施設入所は資格喪失)
  - ③障害児福祉手当を受給していない児童(障害非該当・所得超過による支給停止など)

**支給金額** 月 額:身体障害者手帳1級+療育手帳○A…10,800円  
療育手帳Bの1以上または身体障害者手帳2級以上…7,000円  
身体障害者手帳3・4級…6,000円  
振込月:4・8・12月の25日(休日の場合はその前日)



## 児童発達支援・放課後等デイサービス

問 障害福祉課 ☎047-366-7348  
中央基幹相談支援センターCoCo ☎047-308-5028  
小金基幹相談支援センターおんぷ ☎047-712-2112  
常盤平基幹相談支援センターふれあい ☎047-388-6225

障害のある児童が療育や自立するために必要な支援を受ける通所施設です。機能訓練を行ったり、遊びや学びの場を提供する場であり、居場所作りや集団生活をする機会を設けることができます。

- 1 相談** お住いの地区の基幹相談支援センターもしくは障害福祉課に相談する。同時並行で事業所の見学・体験を行う。
- 2 予約** お住いの地区の基幹相談支援センターで面接日時の予約をする(面接は事前予約制です)。
- 3 面談** お住いの地区の基幹相談支援センターにて、申請及び聞き取り調査を受ける(所要時間30分程度)。
- 4 受給者証の交付** 受給者証には支給決定期間、利用できるサービスの種類と月間の利用可能日数、利用者負担上限月額等を記載してあります。受給者証は基本的に1年更新です。
- 5 契約** 事業所と契約。事業所は市内外を問いません。

## ライフサポートファイル

問 障害福祉課 ☎047-366-7348

ライフサポートファイルとは支援が必要なお子さまが一貫した支援を受けられるように、成育歴等を記録し整理できる冊子です。家族と支援機関(医療・保健・福祉・教育等)がお子さまの情報を共有し、より良い支援につなげることができます。



## 保育所等訪問支援事業

問 松戸市こども発達センター通園施設 ☎047-383-8803

集団生活を営む施設に通う障害のある児童が、その施設における集団生活に適應できるように支援することを目的とします。



## 転入された際の申請手続き

### 妊婦の方

問 市民健康相談室 市民健康相談室はP29へ▶

松戸市の妊婦・乳児健康診査受診票をお渡しします。また、松戸市の母子保健サービスについてご案内します。母子健康手帳と転入前に使用していた妊婦・乳児健康診査受診票を持参してください。

### 4歳未満のお子さまがいる方

問 市民健康相談室 市民健康相談室はP29へ▶

年齢に応じて必要な健康診査(乳児健康診査、乳児股関節健診、1歳6か月児健康診査、わんぱく歯科くらぶ、3歳児健康診査)などの母子保健サービスや予防接種についてご案内をします。母子健康手帳を持参してください。

### 予防接種未接種のお子さまがいる方

問 予防衛生課 ☎047-366-7483

予防衛生課、または市民健康相談室で、予防接種のご案内をしています。母子健康手帳を持参してください。

### 児童手当の受給対象の方(高校3年生相当年齢まで)

問 子ども未来応援課 児童給付担当室 ☎047-366-3127

新規認定請求の手続きを行ってください。

※原則申請の翌月から支給となるため、早めに申請してください。

※内容によって、別に添付書類等が必要な場合があります。



### 子ども医療費助成制度の対象の方(高校3年生相当年齢まで)

問 子ども未来応援課 児童給付担当室 ☎047-366-3127

「子ども医療費助成受給券」の交付申請を行ってください。

ホームページから電子申請ができます。

**必要書類** ●子ども医療費助成申請書(受給券交付申請用)

※該当時期の1月1日に海外移住していた場合は、保護者のパスポートの写し(出国・入国)を添付。



### 市立小・中学校に転入する児童・生徒のいる方

問 学務課 ☎047-366-7457

転入学の届出を行ってください。前の学校で発行された(1)「在学証明書」、(2)「教科用図書給与証明書」を市役所の市民課または各支所に必ずお持ちください。「転入届」と一緒に手続きができます。



ご家庭へのサポート

